

4. 労働相談

地区の労働者はさまざまな経路を経て、さまざまな地域へと就労している。

その就労過程では十分に労働条件を確認せずに就労したり、現場に着いてから当初に交わした労働条件が実際と違っていたり、宿舍の生活環境が劣悪であったり、種々のトラブルが発生して中途退職し、賃金未払・不払といったケースが派生することがある。

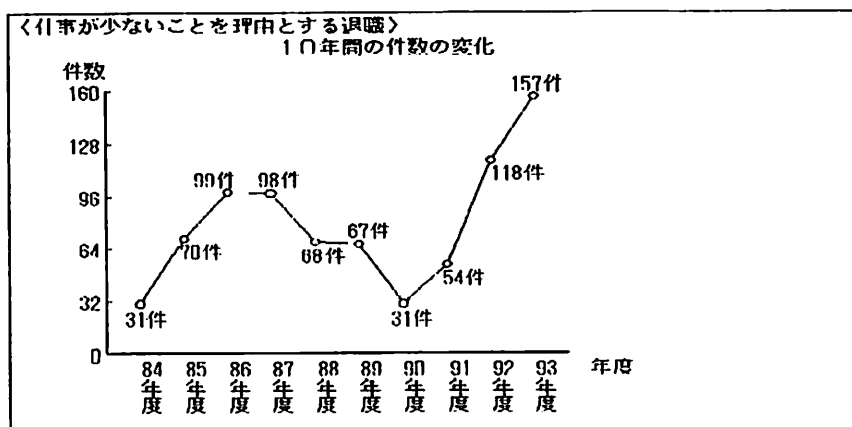
このような問題に対してセンターでは労働相談の窓口を設け相談を受けている。

係では労働相談を処理するにあたって、「労働者自身が、労働者としての自覚のうえに諸権利を守っていく手助けをする。」という立場をとっている。

相談事業は就労斡旋を中心としたセンターの各種事業に対する事業主の理解にも支えられ運営してきたが、バブル経済の崩壊に伴う就労機会の減少に拍車がかかった今年度には新規相談件数の減少がみられた。

契約日数の長期化、賃金の頭打ち等々労働者にとって不利な労働条件下でのこの傾向は、労働者側の「少々の労働条件の悪化・低下に文句をつけては仕事に就くことが困難になる。」といった自己防衛の姿勢からきたものと思われる。

一方、相談の内容を見ると「契約で仕事に行ったのに休みが多く、宿舍費に喰われ、精算したらほとんど手取りがない。などの深刻な話が見受けられた。



(図 II - 6)

1993年度 労働相談取扱状況

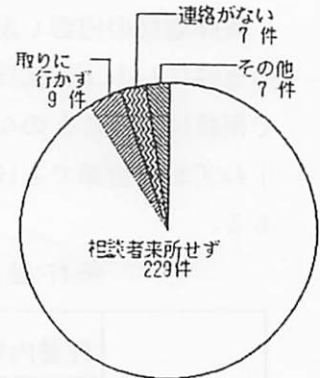
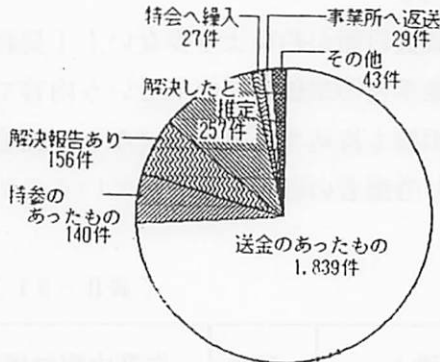
(表Ⅱ-30)

	労働相談 < 賃金未払・条件違反 >														その他の相談							a-b			
	取扱状況						終 決 状								次月繰労働相談に伴う生活相談			その他の相談							
	新 規			再 来			解 決				支払金額・判明分				越相談			措 置 内 容			求 職		計	小 計	合 計
	記 録	処 理	稟 計	継 続	小 計	申 告	記 録	内 予 め	処 理	稟 計	件	円	中 止	違 反	記 録	施 設	現 金	そ の 他	計	相 談	そ の 他		計		
4月	275	64	339	928	1,267	0	240	24	64	304	220	9,489,120	3	4	272	8	59	90	157	227	188	415	572	1,839	
前年	282	43	325	1,040	1,365	4	242	22	43	285	218	8,635,082	22	14	317	6	118	38	162	201	241	442	604	1,969	
5月	174	32	206	576	782	0	156	18	32	188	127	4,815,001	27	15	263	2	27	82	111	260	197	457	568	1,350	
前年	209	28	237	758	995	2	172	8	28	200	148	5,877,414	37	15	317	7	61	28	96	154	180	334	430	1,425	
6月	175	24	199	695	894	4	183	17	24	207	139	6,873,284	30	17	225	5	51	107	163	248	251	499	662	1,556	
前年	285	33	318	988	1,306	3	282	28	33	295	221	10,415,024	38	16	302	8	73	28	109	199	218	417	526	1,832	
7月	154	23	177	597	774	2	170	16	23	193	133	7,136,091	28	14	181	3	32	95	130	160	216	376	506	1,280	
前年	251	34	285	947	1,232	4	224	22	34	258	185	9,146,488	29	14	300	7	70	40	117	191	185	376	493	1,725	
8月	233	49	282	803	1,085	3	193	21	49	242	176	9,639,916	12	20	209	4	37	66	107	142	184	326	433	1,518	
前年	202	35	237	691	928	0	208	32	35	243	170	7,965,359	36	16	258	2	62	25	89	109	212	321	410	1,338	
9月	264	50	314	835	1,149	0	239	34	50	289	214	8,755,173	19	17	215	3	38	70	111	154	192	346	457	1,606	
前年	282	36	318	896	1,214	0	241	29	36	277	231	10,391,370	7	12	292	3	87	28	98	146	166	312	410	1,624	
10月	250	58	308	900	1,208	1	225	32	58	283	213	11,021,060	11	15	229	4	31	86	121	159	180	349	470	1,678	
前年	302	38	340	1,028	1,368	1	244	33	38	282	221	10,303,312	17	12	333	10	103	27	140	169	209	378	518	1,886	
11月	254	58	312	897	1,209	1	221	33	58	279	202	11,437,434	14	10	248	6	40	74	120	157	175	332	452	1,661	
前年	316	33	349	951	1,300	1	276	34	33	309	250	10,775,235	35	16	338	10	92	34	136	147	182	329	465	1,765	
12月	187	44	231	788	1,019	0	251	27	44	295	200	13,014,035	36	17	148	4	37	43	84	96	201	297	381	1,400	
前年	237	31	268	826	1,094	0	250	25	31	281	218	10,240,734	31	15	294	12	52	37	101	101	145	246	347	1,441	
1月	164	42	206	568	774	0	135	19	42	177	105	4,824,050	24	11	153	3	29	37	69	136	192	328	397	1,171	
前年	183	29	212	612	824	3	184	15	29	213	141	4,316,086	30	19	263	4	45	15	64	147	162	309	373	1,197	
2月	239	39	278	707	985	0	210	22	39	249	195	8,668,120	9	7	173	0	44	69	113	94	170	264	377	1,362	
前年	237	42	279	677	956	0	223	22	42	265	197	8,678,356	11	12	266	3	47	35	85	127	159	286	371	1,327	
3月	308	54	362	1,106	1,468	0	268	40	54	322	238	12,573,358	39	15	174	9	53	87	149	87	192	279	428	1,896	
前年	339	58	397	1,423	1,820	4	310	30	58	368	259	12,270,038	55	21	240	7	83	35	125	137	140	277	402	2,222	
年度	2,677	537	3,214	9,400	12,614	11	2,491	303	537	3,028	2,162	108,246,642	252	162	174	51	478	906	1,435	1,920	2,348	4,268	5,703	18,317	
合計 前年計	3,125	440	3,565	10,837	14,402	22	2,836	300	440	3,276	2,460	109,014,478	348	182	240	79	873	370	1,322	1,828	2,199	4,027	5,349	19,751	

(1) 労働相談取扱・処理状況（図Ⅱ－7,8）

今年度、中途退職者（トンコー無断退職者も含む）の賃金を、事業所からの依頼や交渉などに応じて送金・持参してくれたケースは1,979件であった。

（図Ⅱ－7）解決処理2,491件の内訳 （図Ⅱ－8）終決のうち中止処理252件の内訳



(イ) 労働相談取扱状況（表Ⅱ－30および図Ⅱ－9）

労働相談の新規受付数は3,214件で、前年度より351件9.8%減である。このうち処理票（その場で処理したもの）は、537件で、22.0%増、継続ケース（処理記録）となったものは、2,677件14.3%減であった。

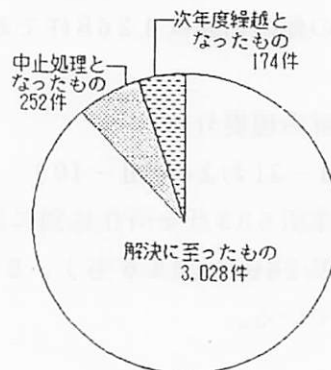
今年度の取扱実件数は、前年度からの繰越し相談240件を含め3,454件であった。

継続ケースの再来相談件数は延べ9,400件で、前年度より13.3%減である。

(ロ) 労働相談終決状況（表Ⅱ－30および図Ⅱ－9）

今年度取扱った3,454件の終決状況は、解決3,028件、中止252件、次年度への繰越し174件であり、解決率は92.3%であった。（図Ⅱ－9）

（図Ⅱ－9）取扱ケース3,454件の内訳



解決のうち、継続ケースは2,491件であり、支払金額の判明しているものが、2,162件108,246,642円である。これは前年度に比べ298件(12.1%)767,836円の減である。このうちあらかじめ送金のあったものは303件である。

今年度終決した労働相談ケースで条件違反を伴っていたものは162件で、前年度より20件(11.0%)の減である。

条件違反の内容(表Ⅱ-31)は「賃金日額が約束より少ない」「契約日数の引き伸ばし」「支払日の遅れ」「残業手当の単価が低い」という内容で、今まで相談にくることのなかった些細な相談も持込まれるようになり、就労難から「わずかな金額でもほしい」といった労働者の思いを反映しているのが特徴である。

条件違反の内容

(表Ⅱ-31)

条件違反 の内容	作業内容、契約日数が違う	57件	・作業内容の項には 契約日数を含む
	約束の日に支払いしない	44件	
	賃金額、(残業単価含む)が違う	42件	
	その他	21件	
	合計	164件	・賃金の項には 手配料、食費を含む

(イ) 生活相談・その他の相談(表Ⅱ-30)

相談にくる労働者のほとんどは賃金がすぐに支払われないと、即生活に支障を来すという状況にあり、不況の中では生活相談も必然的に増える。

賃金を受領に行くための交通費や、賃金が送付されてくるまでのつなぎ資金の相談などがそれで、このような相談は1,435件と、前年度より113件の増となった。その他の相談は4,268件である。

(2) 関係事業所分布と就労現場分布

(イ) 事業所分布(表Ⅱ-31および図Ⅱ-10)

終決ケースの事業所603社を所在地別に見ると、大阪府下179社(29.7%)、近畿の他府県269社(44.6%)、その他の地方155社(25.7%)で、30都府県に及んでいる。

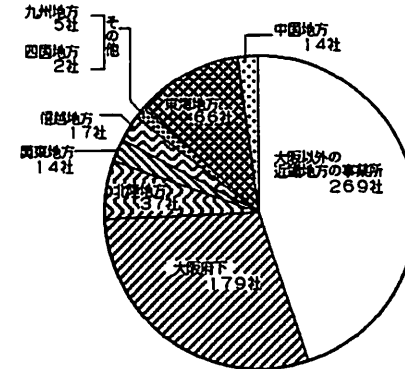
労働相談受理の事業所分布

(表Ⅱ-32)

近畿地方 448件 うち未登録86件	大阪府	大阪市内	三島地域	豊能地域	北河内地域	中河内地域	南河内地域	泉南地域	泉北地域			
	179-(46)	70-(23)	24-(6)	16-(5)	15-(7)	8-(2)	7-(1)	18-(0)	21-(2)			
	兵庫県	神戸地域	阪神地域	東播地域	西播地域	但馬地域	丹波地域	淡路地域				
	130-(19)	19-(6)	60-(5)	12-(3)	36-(3)	0-(0)	2-(1)	1-(1)				
	京都府	京都市内	丹後地域	中丹地域	南部都市圏	相楽地域	中部地域					
	63-(5)	37-(2)	0-(0)	0-(0)	16-(0)	5-(2)	5-(1)					
	滋賀県	大津滋賀圏	草津地域	水口地域	八日市地域	彦根地域	長浜地域	今津地域				
	47-(12)	12-(4)	14-(1)	8-(1)	5-(2)	3-(2)	3-(1)	2-(1)				
	奈良県	大和平野圏	大和高原圏	五条吉野圏	※()内は未登録事業所数							
	26-(3)	19-(2)	2-(1)	5-(0)								
近畿圏外の地域 155件 うち未登録86件	関東地方	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	栃木県						
	14-(13)	2-(2)	5-(4)	3-(3)	3-(3)	1-(1)						
	東海地方	愛知県	三重県	岐阜県	静岡県							
	66-(30)	36-(18)	15-(3)	7-(2)	8-(7)							
	中国地方	岡山県	島根県	鳥取県	山口県	広島県						
	14-(7)	7-(3)	2-(0)	1-(1)	2-(1)	2-(2)						
	信越地方	長野県	新潟県									
	17-(12)	12-(8)	5-(4)									
	北陸地方	富山県	石川県	福井県								
	37-(18)	28-(13)	4-(2)	5-(3)								
四国地方	香川県	高知県										
2-(1)	1-(0)	1-(1)										
九州地方	熊本県	宮崎県	沖縄県									
5-(5)	1-(1)	3-(3)	1-(1)									

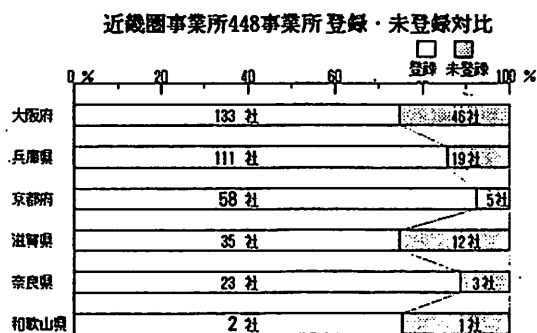
(図Ⅱ-10)

就労事業所地域分布
(詳明分 603社の内訳)

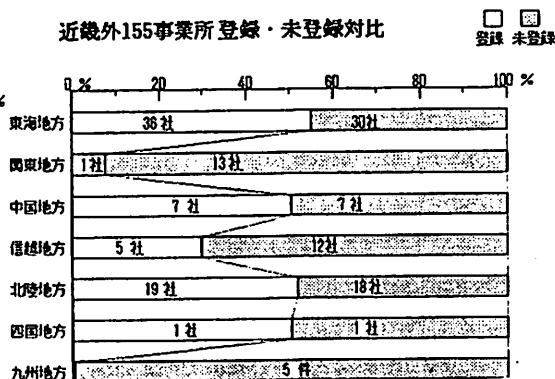


このうちセンター登録事業所は431社(71.5%)である。(図Ⅱ-11,12)
就労難から遠隔地へ就労する傾向があるが、遠隔地に行くにしたがって未登録事業所が多くなっている。

(図Ⅱ-11)



(図Ⅱ-12)

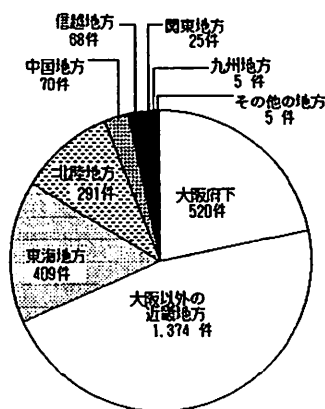


(ロ) 就労先分布(図Ⅱ-13)

相談者の就労先2,767件を地域別に見ると、大阪府下520件(18.8%)、近畿の他府県1,374件(49.7%)、その他873件(31.5%)となっている。

(図Ⅱ-13)

どこの地方で就労したのか
(判明2,767件の内訳)



(3) 労働基準監督署への申告(表Ⅱ-33, 34)

労働基準監督署へ申告したケースは11件で前年度より11件の減である。この大幅な減少は早期の解決を求める労働者の要求が、解決まで日時のかかる労基申告を回避する傾向にあるためである。

今年度の取扱ケース15件(前年度からの継続ケース4件を含む)中、解決したケースは11件であり、中止したケースは3件で、次年度への繰越しケースは1件である。

(表Ⅱ-33) 労基署申告終決内訳

	前年より繰越	今年度申告	合計
申告	4件	11件	15件
解決	3件	8件	11件
中止	1件	2件	3件
繰越	0件	1件	1件

(表Ⅱ-34)

地方	府県	労基署名	件数
近畿	大阪	吹田労基	1件
	滋賀	草津労基	7件
九州	宮崎	宮崎労基	1件
関東	栃木	小山労基	2件

(4) 労働相談の内容(図Ⅱ-14)

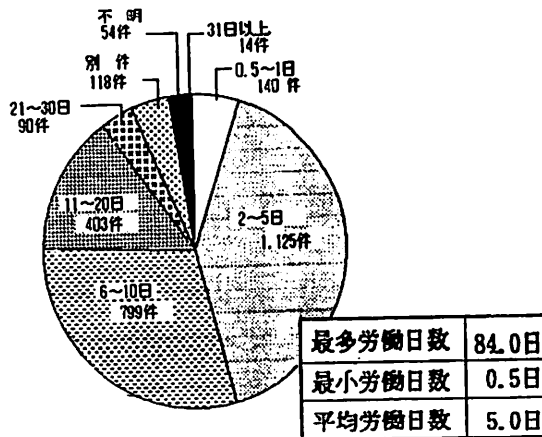
(イ) 未払日数

未払労働日数は、最高84日分、最低0.5日分で、平均5.0日分であった。

(ロ) 退職の実態

中途退職者は2,108件(76.9%)、契約満了・契約延長および3カ月以上の就労者は309件(11.3%)、その他238件、別件・不明88件である。

(図Ⅱ-14) 未払・不払は何日分か
(2,743件の内訳)



(ハ) 退職の理由(表Ⅱ-34)

退職理由の主たるものは、仕事、労働条件、宿舍などの不満からが1,054件(38.4%)、自己都合(健康上の都合等)が1,214件(44.3%)である。

(ニ) 退職の申し出・賃金清算の申し出(図Ⅱ-15)

退職時に退職の申し出をした者は1,769件(64.5%)、無断退趣が935件(34.1%)、賃金清算の申し出をした者が1,605件(58.5%)、しなかった者は1,098件(40.0%)である。

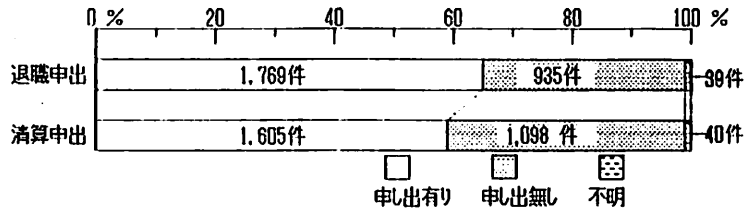
退職理由内訳

(表Ⅱ-35)

	相談件数	比率	退職理由		件数	比率
1. 自己都合によるもの	1,214件	44.3%	イ. 健康上の理由(身体の具合が悪くて)	803件	173件	31.8%
			ロ. 遊びにでてそのまま帰らなかった	85件		
			ハ. 酒の飲みすぎ、ケンカ等で迷惑をかけ居づらくなった	110件		
			ニ. 郷省などの所川ができたため	68件		
			ホ. その他(ただなんとなく、つれが辞めたので等)	148件		
2. 仕事上の理由によるもの	606件	22.1%	イ. 仕事がかつい、作業内容が自分にあわない	111件	146件	26.8%
			ロ. 使い方が荒い(休憩がない等)	66件		
			ハ. 休みが多い(仕事が少ない、会社の都合で休ませる)	157件		
			ニ. 仕事がおもしろくない、嫌になった	99件		
			ホ. その他(仕事のうえでのトラブル等)	173件		
3. 契約時の労働条件と事実が違ったもの	161件	5.9%	イ. 契約日数の違い(支払い日の遅れも含む)	45件	67件	12.3%
			ロ. 貸金額の違い、残業手当の不足など	18件		
			ハ. 作業内容が違った	53件		
			ニ. 部屋代・飯代・手配料の控除などに関すること	34件		
			ホ. その他(預けなど)	11件		
4. 飯場のつ待遇や宿舎の居住性が原因のもの	287件	10.4%	イ. 雰囲気が悪い(酒席の悪い人が多いなど)	88件	70件	12.0%
			ロ. 暴力をふるわれた(経営者や古参の人に)	15件		
			ハ. 金を貸してくれない(前貸しの額が少ない等)	34件		
			ニ. 施設が悪い(布団・風呂・食事など)、諸式が悪い高い	74件		
			ホ. 経営者・奥さんがうるさい	32件		
			ヘ. その他(いやがらせなど)	44件		
5. 解雇によるもの	112件	4.1%	イ. 出ていけ(酩酊・器物の損壊・ケンカなどで)	24件	24件	4.4%
			ロ. やめて帰れ(作業態度が悪い、仕事ができない等で)	54件		
			ハ. 仕事がないから帰ってくれ	34件		
6. 契約満了	97件	3.5%		97件	21件	3.9%
7. 業務上の疾病	56件	2.0%		56件	5件	0.9%
8. 倒産	1件	%		1件	0件	0
9. その他	80件	3.0%		80件	17件	3.1%
10. 不明	129件	4.7%		129件	21件	3.9%
合計	2,743件	100%		2,743件	544件	

退職・精算の申し出をしたか否か（終決処理 2,743 件の内訳）

（図Ⅱ-15）



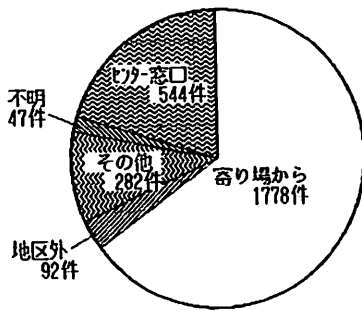
（イ） 就労の経路（図Ⅱ-16,17）

就労の経路は、センターの窓口紹介が 544 件（19.8%）、センター寄場周辺からが 1,778 件（64.8%）、その他が 421 件（15.4%）であり、地区の求人数の減少から、市内の各ターミナル駅や京都駅、神戸駅、名古屋駅などの手配師から就労するといった傾向が現れてきている。

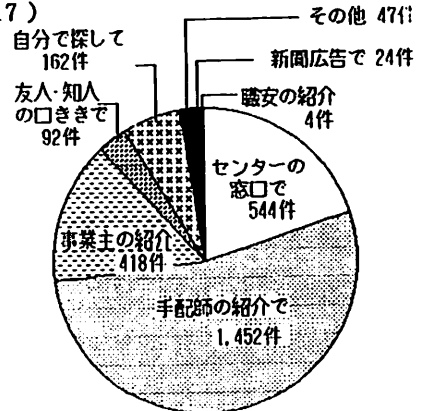
もちろんこのような事業所においては未登録事業所が多く、労働条件が極端に悪いうえに連絡先の住所、電話番号等も把握できていないため、対応に苦慮することが多かった。

一方、誰の紹介で就労したかを見ると手配師による紹介が 1,452 件 52.9%（昨年 60.0%）に減少している。

（図Ⅱ-16） どこから就労したか（2,743 件の内訳）



（図Ⅱ-17） 誰の紹介で就労したか



（ロ） 労働者の高齢化

地区の大きな課題の一つとして労働者の高齢化があげられるが、今年度労働相談窓口を訪れた労働者の平均年齢は 48.9 才、最高齢者は 70 才、最年少者は 22 才であった。

（表Ⅱ-36） 年齢構成（年齢判明分 2,706 人内訳）

77~66才	65~61才	60~56才	55~51才	50~46才	45~41才	40~36才	35~31才	30~26才	25~22才	合計
25人	194人	466人	603人	601人	494人	185人	93人	37人	8人	2,706